R8

単位クラブ

令和８年度

単位老人クラブ活動事業補助金の手引き

（令和７年度実績報告及び令和８年度補助金申請）

くるっぱ

久留米市イメージキャラクター

単位老人クラブ会員の皆様へ

平素より久留米市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この「令和８年度　単位老人クラブ活動事業補助金の手引き」には、補助金の申請から交付、実績報告までの手続きに関することを記載しています。

本補助金の手続きの際の参考にしていただければと思います。

ご不明な点については、下記までお問合せください。

お問い合わせ先

久留米市　健康福祉部　長寿支援課　介護予防・生きがい支援チーム

〒８３０－８５２０　　久留米市城南町１５－３

電　話：０９４２－３０－９２０７

ＦＡＸ：０９４２－３６－６８４５

目　次

1　補助金の目的・・・

１　補助金の目的

久留米市では高齢者福祉施策の一環として、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブを育成し、その活動に必要な経費について補助金を交付しています。

２　補助金交付の対象となる老人クラブ

対象となる老人クラブは、久留米市シニアクラブ連合会に加入する老人クラブです。

３　補助金の補助基準額(補助される金額)

令和８年４月１日現在の単位老人クラブの会員数に応じて、活動補助金を交付します。補助金の交付額は、以下のとおりです。

単位クラブ会員数	補助基準額
１０名以上～２３名以下	３０，０００円
２４名以上～３４名以下	３５，０００円
３５名以上～４９名以下	４０，０００円
５０名以上～６４名以下	５０，０００円
６５名以上～７９名以下	６０，０００円
８０名以上～９４名以下	７５，０００円
９５名以上～１１４名以下	９０，０００円
１１５名以上～１３９名以下	１００，０００円
１４０名以上～１６９名以下	１１５，０００円
１７０名以上	１２０，０００円

【補足】

- 「新たに設立した単位老人クラブ」及び「活動休止後に再開した単位老人クラブ」については、初年度のみ上記補助金に、立ち上げ経費として１万円を追加で補助します。
- 「当該年度途中に単位老人クラブが解散した場合」及び「実績報告時に補助金申請額を下回る活動報告がなされた場合」は、市へ補助金の返還が必要です。

（当該年度の補助金は、翌年度に繰越できません）

- 実績報告時に、補助金申請額を上回る支出がされていた場合でも、補助基準額を上回る補助金の追加交付は行いません。

４　補助金の対象となる活動等

４-１　補助金の対象となる活動等とは

各単位老人クラブでは、様々な活動が行われていますが、本補助金の対象となる活動等は、**①社会奉仕活動、②教養向上活動、③健康増進活動、④保険料**です。

補助対象となる活動	活動内容	具体例
①社会奉仕活動	地域を豊かにする社会活動	公園清掃・環境美化
		友愛活動
		児童見守り
		防犯パトロール
		地域交流事業
		世代間交流

補助対象となる活動	活動内容	具体例
②教養向上活動	生活を豊かにする活動	講演会
		研修会
		研修旅行
		各種クラブ活動

補助対象となる活動	活動内容	具体例
③健康増進活動	生活を豊かにする活動	各種スポーツ
		ウォーキング・ラジオ体操
		介護予防に関する各種教室・講座
		介護予防運動

補助対象となる活動	活動内容	具体例
④保険料	老人クラブで団体加入する保険	賠償責任保険
		ボランティア活動保険

4-2　補助金の対象となる活動のうち、補助金対象となる経費

経費	備考
交通費	
道具の購入	
謝礼	クラブ会員への謝金を除く
記念品代	クラブ会員へ配布するものを除く
消耗品費	
印刷費	
通信費	
材料費	
賃借料	
教材購入費	
食料費	水分補給の為のお茶・お菓子代で、1回1人あたり500円まで

補助金から

支出できます

具体例：
- 活動で用いる道具の購入（清掃用具、見守り活動の資材、スポーツ用具等）
- 地域交流事業での、参加する子どもへの記念品配布
- 教養向上を目的とした、書籍、ＤＶＤ代（個人所有を除く）
- 各種活動でのチラシ印刷費や写真現像代
- 講演会、スポーツ大会等への参加旅費（市シニア連理事会への参加旅費を除く）
- 研修旅行でのバス借上げ料、高速料金
- 講師、審判員等への謝礼
- 会場設営等委託料
- 老人クラブ等の団体単位で加入し、老人クラブ活動中の対人、対物事故を補償対象とした損害保険（会員本人への補償は行わない）
- 老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険

4-3　補助金の対象にならないものの考え方と例

補助金対象にならないものの考え方	詳細
個人の利益になるもの	個人所有のものの購入、 老人クラブ会員への謝金等
食事代	弁当代、アルコール代等
本人負担とすることが適当であるもの	史跡等の拝観料等
社会通念上、補助金対象にふさわしくないもの	
実施主体が単位老人クラブ以外のもの	
老人クラブの運営に関わるもの	総会、役員会、負担金等

補助金から
支出できません

＜補助金対象にならないものの例＞

・老人クラブ会員への謝金、手当、記念品

・老人クラブ会員への補償（傷害など）の保険料（ボランティア活動保険を除く）

・飲食代、弁当代（水分補給の為のお茶・お菓子代を除く）

・宿泊費　・史跡等の拝観料、入館料　・募金活動　・金券類　・慶弔費

・積立、予備費　・使途不明金

・総会や役員会開催に係る費用（文具、消耗品、決算監査の謝礼、食料費等）

・負担金（県老連、校区老連、市シニア連への負担金等）

※上記に記載がない活動・経費については、長寿支援課へお問合せください。

4-4　研修旅行について

「研修旅行」とは、史跡見学、美術館・博物館などの文化施設見学、工場見学、他の地域の老人クラブとの交流などを含んだ旅行を指します。（この場合の旅費が補助対象となります。）なお、宿泊費は補助対象となりません。

親睦や慰安、観光目的の旅行など、単なる娯楽事業は、補助金の対象外です。

４－５　クラブ活動の実施回数について

老人クラブで活動を行う際に、クラブが主催する行事の回数とします。

参加人数ではなく、クラブとして活動した回数で計上してください。

活動例

①　朝夕に通学路見守りを５人でした場合……朝１回、夕１回の計２回

②　①の朝夕の通学路見守りを同日に５か所に分かれてした場合

……同日の同じ活動なので、朝１回、夕１回の計２回

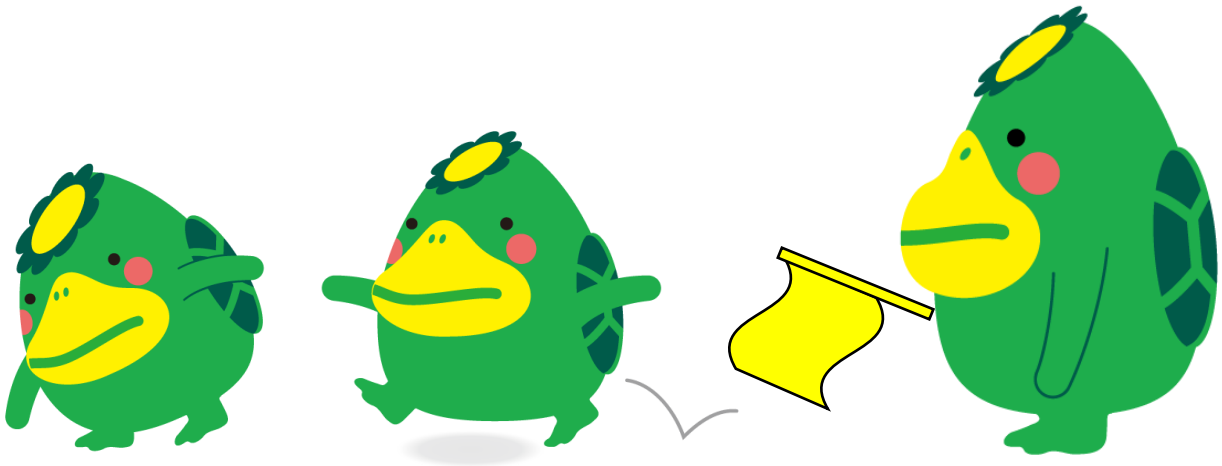

５　補助金の実績報告・交付申請の流れ

令和７年度の補助金実績報告書と、令和８年度の補助金交付申請書の記載方法は、９ページから記載していますので、ご確認ください。

書類の記入後

①各単位老人クラブの方は、記入後、校区・町老連会長にご提出ください。

↓

②校区・町老連の会長の方は、各単位老人クラブからの書類を、「単位老人クラブ活動事業補助金書類とりまとめ会」にてご提出ください。

６　補助金の実績報告・交付申請に際しての注意点

①消せるペン、修正液、修正テープの使用はしないでください。

⇒使用していた場合、再度申請書をご提出いただきます。

書き損じの際は、記入し直していただくことが望ましいですが、難しい場合は、間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。

②請求書の金額欄の訂正はしないでください。

⇒新たな用紙に書き直しをお願いいたします。

③令和８年度の補助金交付申請書は、実績報告書作成の際の参考として、あらかじめ控えとしてコピーをお取りください。

７　令和７年度補助金【実績報告】方法

補助金実績報告にあたり、必要な書類は以下のとおりです。押印の要否、書き損じた場合の対応方法についても記載していますので、ご確認ください。

１０ページから、各種申請書類の記入例を記載しています。太枠で囲っている部分が記入箇所ですので、記入の上、提出をお願いいたします。

書類名	押印	訂正する場合	記入者
実績報告書（第１０号様式）	不要	二重線のみ	単位老人クラブ
収支決算書（様式４）	不要	二重線のみ	単位老人クラブ
クラブ活動実績書（様式５）	不要	二重線のみ	単位老人クラブ
代表者等変更届 【該当する場合のみ】	不要	二重線のみ	単位老人クラブ

令和７年度補助金【実績報告】書類の書き方例

報告日：
令和８年３月31日です。

第10号様式

令和８年３月３１日

久留米市長　　殿

① （*〇〇町又は〇〇校区*）
② 住　　所　*久留米市〇〇町〇〇番地〇*
③ クラブ名　*〇〇クラブ*
④ ふりがな　*くるめ　たろう*
⑤ 代 表 者　*会長　久留米　太郎*
⑥ （生年月日　*昭和〇〇*年　*〇*月　*〇*日）

① 田主丸・城島・三潴・北野は、
「〇〇町」、
それ以外は「〇〇校区」です。

② 単位老人クラブ代表者住所

③ 単位老人クラブ名

④ 単位老人クラブ代表者名のふりがな

⑤ 単位老人クラブ代表者名
※三潴町は、「支部長」
三潴町以外は、「会長」です。

⑥ 単位老人クラブ代表者の生年月日

※押印は不要です。

実　績　報　告　書

令和７年４月１日付７指長第［　　］号をもつて交付決定を受けた事業の実績について、久留米市補助金等交付規則第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　補助事業等の名称	令和７年度久留米市単位老人クラブ活動事業
2　補助事業等の完了年月日	令和８年３月３１日
3　添付書類	・収支決算書 ・クラブ活動実績書

ここには、令和７年度補助金交付決定通知書の右上に記載している番号を転記してください。
（お渡ししている実績報告書には事前に印字しています。）

（様式４）

収 支 決 算 書

クラブ名を記入

１．収入の部　　クラブ名　　校区・、町

項　　目	金　　額	内　　容
会　　費		会員　　名×会費@　　円 （ほか免除　　名）
市　補　助　金		
他団体からの補助金		自治会からの助成金　等
寄　　付　　金		個人からの寄付　等
雑　　収　　入		預金利息　等
前年度からの繰越金		令和６年度からの繰越金
合　　計		・・・（A）

収入の各項目の決算金額を記入

【会費】金額と内容の小計（会員数、会費、免除者の数）を一致させてください。

【市補助金】令和７年度の補助金額を記入

【前年度からの繰越金】令和７年度補助金等交付申請書に記入した、令和６年度からの繰越金額を記入（お渡ししている実績報告書には事前に印字しています。）

２．支出の部

項　　目	金　　額	内　　容
補助対象経費		社会奉仕活動（清掃活動、児童登下校見守り） 教養向上活動（研修旅行、施設見学、各種研修） 健康増進活動（スポーツ活動、介護予防活動）等
補助対象外経費		運営費（総会費、事務費） 負担金（県、市老連負担金） その他（慶弔費、研修旅行飲食費）等
合　　計		・・・（B）
差引残高（A－B）		次年度へ繰越

支出の各項目の決算金額を記入

（収入）－（支出）の差引き額を記入

月の活動回数の実績の合計を記入して下さい。

令和７年度に実際に活動を行った回数を記入してください。

様式　5

クラブ活動実績書

クラブ名　校区・町

月別	活動回数	活動回数内訳				主な活動内容
		社会奉仕	教養向上	健康増進	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝなどその他	
４月						
５月						
６月						
７月						
８月						
９月						
１０月						
１１月						
１２月						
１月						
２月						
３月						
計						

※　活動は年間を　　恒常的かつ計画的に実施すること。

【主な活動内容】
活動予定の項目のうち、主なものを記載してください。

【例】
総会、役員会、公園清掃、グラウンド・ゴルフ練習、子ども見守りパトロール、防犯講座、学習会、視察研修、見守り訪問、もちつき会　など

【合計欄】
活動回数の合計を記入してください。縦計、横計が合うように確認してください。（電卓等で検算ください。）

「活動回数の計」＝「活動回数内訳の計」となるようにしてください。

８　令和８年度補助金【交付申請】方法

補助金交付申請にあたり、必要な書類は以下のとおりです。押印の要否、書き損じた場合の対応方法についても記載していますので、ご確認ください。

１４ページから、各種申請書類の記入例を記載しています。太枠で囲っている部分が記入箇所ですので、記入の上、提出をお願いいたします。

書類名	押印	訂正する場合	記入者
補助金等交付申請書 （第１号様式）	不要	二重線のみ	単位老人クラブ
収支予算書（様式１）	不要	二重線のみ	単位老人クラブ
クラブ活動計画書 （様式２）	不要	二重線のみ	単位老人クラブ
クラブの現状届 （様式３）	不要	二重線のみ	単位老人クラブ
委任状 【該当する場合のみ】	**要**	**二重線+押印**※ ※委任者欄…単老会長印 それ以外…受任者印	単位老人クラブ 校区・町老連会長
請求書	**要**	**金額訂正：訂正不可** **それ以外：二重線+押印**	校区・町老連会長
通帳のコピー（名前と口座番号が分かる部分）	不要		校区・町老連会長

令和８年度補助金【交付申請】書類の書き方例

第1号様式

令和８年４月１日

申請日：
令和８年４月１日です。

久留米市長　　殿

①（*〇〇町又は〇〇校区*）
②住　　所　*久留米市〇〇町〇〇番地〇*
③クラブ名　*〇〇クラブ*
④ふりがな　*くるめ　たろう*
⑤代 表 者　*会長　久留米　太郎*
⑥（生年月日　*昭和〇〇*年　*〇*月　*〇*日）

① 田主丸・城島・三潴・北野の場合は、「〇〇町」、
それ以外は「〇〇校区」です。

② 単位老人クラブ代表者住所

③ 単位老人クラブ名

④ 単位老人クラブ代表者ふりがな

⑤ 単位老人クラブ代表者名
※三潴町は、「支部長」
※三潴町以外は、「会長」です。

⑥ 単位老人クラブ代表者の
生年月日

※押印は不要です。

補助金等交付申請書

令和８年度久留米市単位老人クラブ活動事業について、補助金等の交付を受けたいので、

久留米市補助金等交付規則を承知のうえ、同規則第4条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　補助事業等の名称	令和８年度久留米市単位老人クラブ活動事業
2　補助金等の要望額	⑦　*〇〇,〇〇〇*　円
3　交付の要望時期	令和８年　７月頃
4　補助事業等の完了予定年月日	令和９年３月３１日
5　補助事業等の目的	社会奉仕活動、教養向上活動及び健康増進活動を通じ、高齢者福祉の増進に寄与するため。
6　その他特記事項	

⑦ 令和８年４月１日現在の、
単位老人クラブの会員数により
金額が変わります。
クラブの現況届の会員数に対応
する金額を、本手引の３ページ
を参照の上、記入してください。

添付書類　様式１　収支予算書
　　様式２　クラブ活動計画書
　　様式３　クラブの現況届

様式１

収　支　予　算　書

単位老人クラブ名を記入

１．収入の部　　クラブ名　　校区・町

項　目	金　　額	内　　容
会　費		会員▲▲名×会費@　★★★円 （ほか免除　●名）
市補助金		会員数に応じた補助金 （3 万円～12 万円） 新規・復活クラブへの補助金 （1 万円）
他団体からの補助金		自治会からの助成金　等
寄付金		個人からの寄付　等
雑収入		預金利息　等
前年度からの繰越金		令和７年度からの繰越金
合計		・・・（A）

【会費】金額と内容の小計（会員数、会費、免除者の数）を一致させてください。

【市補助金】市補助金欄が交付申請書（1枚目）の「2 補助金等の要望額」と同額になります。

【前年度からの繰越金】令和７年度収支決算書の「差引残高」と同額です。必ず、昨年度の収支決算書（繰越額）を確認して記入ください。

２．支出の部

項目	金　　額	内　　容
補助対象経費		社会奉仕活動 （清掃活動、児童登下校見守り） 教養向上活動 （研修旅行、施設見学、各種研修） 健康増進活動 （スポーツ活動、介護予防活動）等
補助対象外経費		運営費（総会費、事務費） 負担金（県、市老連負担金） その他（慶弔費、研修旅行飲食費）等
合計		・・・（B）

（A）【収入の部の合計】と（B）【支出の部の合計】は、必ず一致させてください。

「内容」欄は記入済のため、記入不要です。各内容に該当する金額を「金額」欄にご記入ください。

月の活動回数内訳の合計を記入して下さい。

令和８年度に計画している活動の回数を記入して下さい。

様式２

ク ラ ブ 活 動 計 画 書

単位老人クラブ名を記入

クラブ名　　校区・町

月別	活動回数	活動回数内訳				主な活動内容
		社会奉仕	教養向上	健康増進	レクリエーションなどその他	
４月						
５月						
６月						
７月						
８月						
９月						
１０月						
１１月						
１２月						
１月						
２月						
３月						
計						

※　活動は年間を通じて恒常的かつ計画的に実施すること。

【主な活動内容】
活動予定の項目のうち、主なものを記載してください。

【例】
総会、役員会、公園清掃、グラウンド・ゴルフ練習、子ども見守りパトロール、防犯講座、学習会、視察研修、見守り訪問、もちつき会　など

【合計欄】
活動回数の合計を記入してください。縦計、横計が合うように確認してください。（電卓等で検算ください。）

《活動例》

社会奉仕	清掃活動、見守りパトロール等の地域社会との交流活動等
教養向上	講演会、研修会、講習会など
健康増進	健康体操、グラウンド・ゴルフ等の各種スポーツ活動など
レクリエーションなどその他	補助金対象外の活動（総会、役員会等の運営活動、食事会等）

様式３

ク　ラ　ブ　の　現　況　届

クラブ名　校区・町

単位老人クラブ名を記入

（１）　会員数　（令和７年４月１日現在）

	～64 才	65～69 才	70～74 才	75～79 才	80 才～	計
男	○○人	○○人	○○人	○○人	○○人	○○人
女	○○人	○○人	○○人	○○人	○○人	○○人
計	○○人	○○人	○○人	○○人	○○人	○○人

年齢階層別で、男女別の会員数を記入してください。
この会員数で、補助金額が決定します。
※２３ページに年齢早見表がありますのでご活用ください。

（２）　役員一覧

役　職　名	氏　　名	電　話　番　号
会　　長 又は 支部長	○○　○○	○○-○○○○
副　会　長 又は 副支部長	○○　○○	○○-○○○○
女性部長	○○　○○	○○-○○○○
会　　計	○○　○○	○○-○○○○

クラブ役員の方の、氏名、電話番号を記入してください。
※三潴町では、役職名は、それぞれ「支部長」「副支部長」となります。

９　よくある質問と回答

質問	回答
書き損じた場合はどうすればよいか。	書き損じの際は、記入し直していただくことが望ましいですが、難しい場合は、間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。 書き損じた場合の対応方法の詳細は、申請の場合は９ページ、実績報告の場合は１４ページに記載していますので、ご確認ください。 **※消せるペン、修正液、修正テープの使用はしないでください。**
書類の書き方が分からない。	本手引きをご確認頂き、不明な点がある場合は、長寿支援課、もしくは久留米市老人クラブ連合会までご連絡ください。
令和８年度の補助金交付はいつになるか。	補助金の交付は令和８年７月頃を予定していますが、提出書類に不備があった場合は遅れる可能性もありますので、ご了承下さい。 提出書類に不備があった場合は、長寿支援課からご連絡させていただきます。
年度内に代表者が変更になった。	単位老人クラブの会長が年度中に交代した場合は、「代表者等変更届」の提出をお願いいたします。

質問	回答
令和７年度に交付された補助金が余ったが、令和８年度に繰り越せるか。	交付された補助金が年度内に使いきれなかった場合は、金額の多少に関わらず市に補助金を返金していただきます。 （補助金は、次年度への繰り越しはできません。） 補助金の実績報告書をご提出頂いた後、納付書等をお送りしますので、指定する期限までに市指定金融機関等で振込をお願いいたします。 詳しくは、長寿支援課にお問合せください。
委任状はどのような時に使うのか。	補助金は、校区・町老連会長に各単位老人クラブ分の補助金をまとめて交付しています。 したがって、校区・町に２つ以上の単位老人クラブがある場合は、校区・町老連会長を受任者とする委任状を提出していただく必要があります。 校区・町に単位老人クラブが１つしかない場合でも、口座名と校区・町老連会長名が異なる場合は、委任状が必要です。 単位老人クラブが１つで、委任状が必要になる例 口座名：〇〇校区・町老人クラブ連合会 校区・町老連会長名：□□ □□
委任状は１枚にすべての単位老人クラブ分を記入しなければならないのか。	委任状は複数枚に分けて提出いただいても問題ありません。

１０　各種申請様式について

久留米市公式ホームページから申請様式等がダウンロード可能です。

また、郵送でお送りもしておりますので、長寿支援課までご連絡ください。

補助金関係書類ダウンロード方法

①パソコンのインターネットを起動し、「久留米市」で検索し、久留米市公式ホームページを表示します。（トップページ：↓下図）

②トップページの「健康・医療・福祉」から「高齢者支援・介護保険」をクリック（○で囲んでいる部分）

③

④「いきがいづくり」から「久留米市単位老人クラブ活動事業補助金」をクリック

（〇で囲んでいる部分）

⑤「必要な書類」という箇所の、「久留米市単位老人クラブ活動事業補助金申請書類」のページへ」をクリックしていただくと、様式データがあります。必要なものをダウンロードして、ご利用ください。（〇で囲んでいる部分）

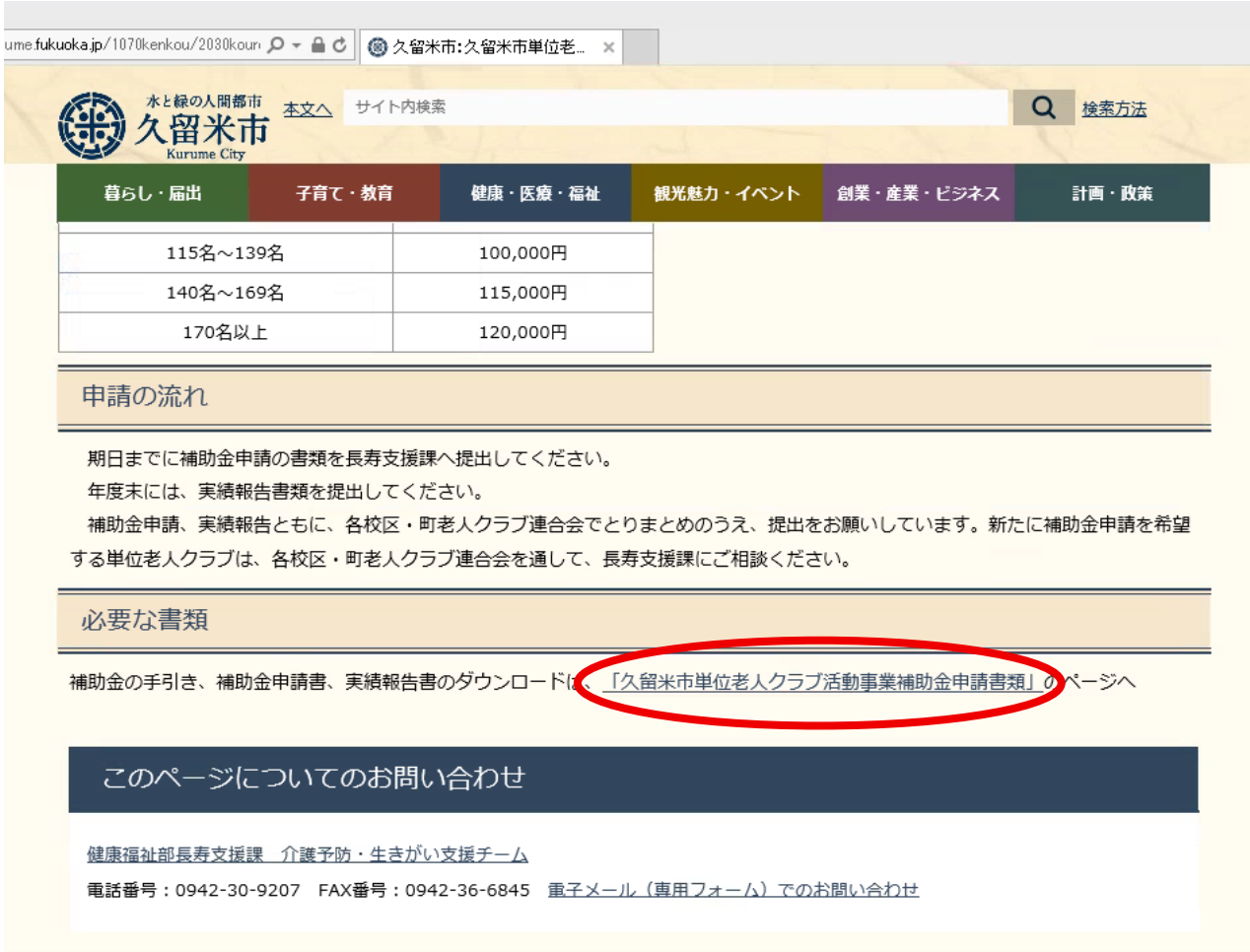

１１　補助金に関する書類の保管について

単位老人クラブの会計書類については、国の要綱で**「収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠資料を事業完了後５年間保管しておかなければならない。」**と規定していますので、書類等の適正管理をお願い致します。

１２　年齢早見表

令和８年度補助金等交付申請書の様式３「クラブの現況届」を作成される際に、会員の年齢区分確認にご活用ください。

年齢早見表（基準日：令和８年４月１日）

年齢区分	64 才以下	65～69 才	70～74 才	75～79 才	80 才以上
生年月日（和暦）	昭和３６年４月２日以降	昭和３６年４月１日～昭和３１年４月２日	昭和３１年４月１日～昭和２６年４月２日	昭和２６年４月１日～昭和２１年４月２日	昭和２１年４月１日以前
生年月日（西暦）	1961年４月２日以降	1961年４月１日～1956年４月２日	1956年４月１日～1951年４月２日	1951年４月１日～1946年４月２日	1946年４月１日以前

１３　お問い合わせ先

補助金の申請書等の書き方や、補助金の使途の可否等についての疑問は、下記までお問い合わせください。

久留米市　健康福祉部　長寿支援課　介護予防・生きがい支援チーム
〒８３０－８５２０　　久留米市城南町１５－３
電　話：０９４２－３０－９２０７
ＦＡＸ：０９４２－３６－６８４５